

## ウズベキスタンの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ウズベキスタン共和国（英語名は「Republic of Uzbekistan」、以下「ウズベキスタン」という）は、中央アジアの二重内陸国（即ち、陸路で海に出るには少なくとも2か国を通過する必要がある）であり、北はカザフスタン、東はキルギスとタジキスタン、南はアフガニスタン、南西はトルクメニスタンと国境を接する。北西にはアラル海がある<sup>2</sup>。ウズベキスタンの国土の面積は約44.9万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の約1.2倍である。ウズベキスタンの国土の西部には、「カラカルパクスタン共和国」という自治共和国がある。ウズベキスタンの人口は約3,400万人であり、中央アジア諸国の中では最も人口が多い。民族としては、ウズベク人が約78%を占める。首都はタシュケント、通貨はスム、公用語はウズベク語である。宗教については、イスラム教（スンナ派）が約76%を占める<sup>3</sup>。

現在のウズベキスタンの地域には、かつて、商人がキャラバンを組んで移動していた、いわゆる「シルクロード」のオアシスや草原があったといわれる。13世紀にはモンゴル帝国に支配されたが、14世紀後半にはティムール帝国が成立し、首都サマルカンドは経済・文化の中心地として栄えた。その後はウズベク人の王朝が続いたり、3つのハン国が建国されたりしたが、19世紀後半からロシア帝国が中央アジアの統治を開始し、1924年に「ウズベク・ソビエト社会主義共和国」が成立した。ソ連の崩壊により、1991年に独立を宣言し、国名を「ウズベキスタン共和国」とするとともに、独立国家共同体（CIS）協定に調印した。1991年の大統領選挙においてカリモフ氏が勝利し、大統領に就任した。カリモフ氏は共産党の要職を歴任してきた人物であり、2016年に死去するまで25年間にわたり大統領職に就いたが、政敵・報道機関・市民活動家等の弾圧、選挙の不正、人権侵害等の多くの問題により、欧米諸国から、「独裁者」として批判を受けた。とくに、2005年のアンディジャン事件（東部のアンディジャン市において、反政府の武装勢力と政府の治安機関の間の武力衝突

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> アラル海は、近年、灌漑用水の取水により水量が大きく減少したため、面積が急速に縮小するとともに、塩分濃度は、ほとんどの水生生物が生育不能なほどに高くなっている。

<sup>3</sup> 本稿におけるウズベキスタンの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）181～182頁、②外務省ウェブページ「ウズベキスタン基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/data.html#section2>）等を参照した。

により、市民に多数の死傷者が出たが、鎮圧された事件)の後は、欧米諸国との関係が冷え込んだ。カリモフ大統領の死去を受けて実施された2016年の大統領選挙において、ミルジヨーエフ氏が勝利し、大統領に就任した。ミルジヨーエフ政権は、ウズベキスタンの国政全般にわたり、さまざまな制度改革を推し進めている。2023年の憲法改正により、大統領の任期の延長等が行われたことにより、ミルジヨーエフ氏は2040年まで大統領職に留まり続けることが可能となった<sup>4</sup>。

ウズベキスタンでは、従前から綿花の栽培が盛んであるほか、天然ガス、原油、金、ウラン等の鉱物資源が豊富である。ウズベキスタンにとっての主な輸出国は、金額の多い方から順に、ロシア、中国、トルコ、カザフスタン、キルギスであり、主な輸入国は、中国、ロシア、カザフスタン、韓国、トルコであり、日本はいずれの上位5か国にも入っていない。日本からウズベキスタンへの輸出金額が大きい品目は、一般機械、バス・トラック、電機機器、乗用車、シャシーであり、輸入金額が大きい品目は、一般機械、カリ肥料、豆類、アルミニウムとその合金、織物用糸・繊維製品である<sup>5</sup>。

日本はウズベキスタンへの最大の援助国であるとともに、法整備支援も行ってきている<sup>6</sup>。しかし、日本のウズベキスタンへの投資・貿易は、欧米諸国に比べて多いとはいえ、「費用対効果」の観点から現状を包括的に評価し、支援と投資・貿易のしかるべきバランスを図るべきとの指摘<sup>7</sup>がある<sup>8</sup>。

ウズベキスタンの法制度は、帝政ロシアに征服される前は、イスラム法(シャリーア)と慣習法により構成されていた。ウズベキスタンがソ連の一部となった後は、ソビエト法が適用された。1991年の独立を経て1992年に新憲法が制定された後は、ソビエト法からの脱

---

<sup>4</sup> <https://asia.nikkei.com/Politics/Uzbekistan-votes-yes-to-new-constitution-in-victory-for-president>

<sup>5</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』182頁。

<sup>6</sup> [https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_uzbekistan.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_uzbekistan.html)

<sup>7</sup> 輪島実樹著「日本との経済関係 ODA 大国の存在感」(『中央アジアを知るための60章【第2版】』(明石書店、2010年)所収)296～301頁。

<sup>8</sup> 日本では、長年にわたり大幅な財政赤字が続き、政府は巨額の債務残高を抱えている。今や普通国債残高は1,000兆円を超えて、なおも増加し続け、債務残高の対GDP比は約250%となっており、G7諸国の中でも突出している。このような極めて厳しい財政状況の下、日本から外国へのODAや法整備支援が具体的に何を目的としており、その目的を達成するために十分な成果をあげているのかについては、厳しく監視する必要があるだろう。日本の公費を投入する事業である以上、日本の国益(日本人・日本企業の利益を含む)にかなうものである必要があるのは当然である。「世界に貢献」、「国際協力」というお題目を唱えるだけでは、日本の納税者の理解は得られない。また、外国へのODAや法整備支援が、結果として、独裁体制や権威主義体制を援助・擁護することになっていないかという問題もある。さらにいえば、旧宗主国や国際機関ではなく、何故、「日本」が当該外国の当該法制度の法整備支援を行わなければならないのか、また、その法整備支援を行うのに「日本」が適任であるのか等についても、きちんとした検証を事前に行うべきである。日本の法制度及び運用は、世界的にとくに優れているわけではないし、グローバル・スタンダードでは決してないし、むしろ遅れている点や不当な点も多いことを認識すべきである。

却と西欧化・現代化が図られているが、ウズベキスタンの法制度・法運用には、依然として、さまざまな点でソビエト法の影響が残っている。ウズベキスタンの公用語はウズベク語であるが、法令及び行政機関の書類はウズベク語及びロシア語で作成される場合が多く、契約書等のビジネス文書はロシア語で作成される場合が多い<sup>9</sup>。現在のウズベキスタンの制定法の英訳については、ウズベキスタン司法省傘下の国立法律情報センター（Adolat）の管理するウェブサイト「Lex UZ」<sup>10</sup>を参照されたい（無料・無登録で利用可能）。

## II 憲法

### 1 総説

ウズベキスタンの現行憲法は、1992年12月8日に制定された1992年憲法であるが、その後、幾度も改正を経ている<sup>11</sup>。とくに、ミルジヨーエフ政権において行われた2023年改正により、条文数が、それまでの全128条から全155条に大幅に増加した。

全155条からなる2023年改正憲法の体系は、表1のとおりである<sup>12</sup>。

表1：2023改正憲法の体系

前文		
第1部 基本原則	第1章 国家主権	第1条～第6条
	第2章 民主主義	第7条～第14条
	第3章 憲法及び法律の優位	第15条～第16条
	第4章 外交政策	第17条～第18条
第2部 人及び市民の基本的権利、自由及び義務	第5章 総則	第19条～第21条
	第6章 市民権	第22条～第24条
	第7章 個人の権利及び自由	第25条～第35条
	第8章 政治的権利	第36条～第40条
	第9章 経済、社会、文化及び環境の権利	第41条～第53条
	第10章 人及び市民の権利及び自由の保障	第54条～第58条
	第11章 市民の義務	第59条～第64条
第3部 社会及び個人	第12章 社会の経済的基盤	第65条～第68条
	第13章 市民社会団体	第69条～第75条

<sup>9</sup> 社本洋典編著『ウズベキスタン法務ガイドブック』16頁。

<sup>10</sup> <https://lex.uz/en/>

<sup>11</sup> 2021年改正までを反映させた憲法の日本語訳（佐藤史人訳）は、『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）1187～1214頁に掲載されている。

<sup>12</sup> 2023年改正憲法の英訳は、以下のウェブページに掲載されている。

<https://constitution.uz/en/>

	第 14 章 家族、子ども及び若年者	第 76 条～第 80 条
	第 15 章 マスメディア	第 81 条～第 82 条
第 4 部 行政・領土区画及び国家体制	第 16 章 ウズベキスタン共和国の行政・領土区画	第 83 条～第 84 条
	第 17 章 カラカルパクスタン共和国	第 85 条～第 90 条
第 5 部 国家権力の組織	第 18 章 ウズベキスタン共和国の国民議会	第 91 条～第 104 条
	第 19 章 ウズベキスタン共和国の大統領	第 105 条～第 113 条
	第 20 章 内閣	第 114 条～第 119 条
	第 21 章 国権の地方機関の基本原則、市民の自治組織	第 120 条～第 127 条
	第 22 章 選挙制度	第 128 条～第 129 条
	第 23 章 司法権	第 130 条～第 140 条
	第 24 章 法律専門職	第 141 条～第 142 条
	第 25 章 検察庁	第 143 条～第 146 条
	第 26 章 金融、通貨及び銀行の制度	第 147 条～第 151 条
第 27 章 防衛及び安全保障	第 152 条～第 153 条	
第 6 部 憲法改正の手続		第 154 条～第 155 条

## 2 統治機構

### (1) 立法府

ウズベキスタンの立法府は、「国民議会」（ウズベク語では「Oliy Majlis」）である。国民議会は、下院と上院から構成される（二院制）。両院とも、議員の任期は、5年である。

下院議員の定数は150名で、各地の選挙区から選出される。上院議員の定数は65名で、12の州、首都タシュケント、カラカルパクスタン共和国から4名ずつ選出され、9名は大統領から指名される。下院議員も上院議員も、ウズベキスタン共和国の国民であり、選挙日に満25歳に達しており、国内に5年以上居住している者でなければならない。

各院は、それぞれ、当該院の議員総数の3分の2以上の賛成により、当該院を解散することができる。各院における議案の決議は、それぞれ、当該院の議員総数の過半数の賛成により採択される。下院で採択された法案は、10日以内に上院に送られる。上院は、当該法案を60日以内に審議し、承認した場合、10日以内に大統領に送られる。大統領は、当該法案を60日以内に署名し、公布する。

### (2) 行政府

大統領は、ウズベキスタンの国家元首であり、国軍最高司令官でもある。大統領は、①下院の承認を得た上で、首相及び閣僚を任命・解任すること、②憲法・法律を施行するため、

政令、決議、条例を發布すること、③憲法裁判所の同意を得た上で、下院及び上院を解散すること等、多くの重要な権限を有する。大統領は、ウズベキスタン共和国の国民であり、選挙直前までウズベキスタン国内に10年以上居住し、ウズベキスタン語を十分に操る35歳以上の者でなければならない。

従来は、大統領の任期は5年であり、2期以上連続して大統領に就任することはできないとされていた。そうすると、ミルジョーエフ大統領は、5年の任期を2度務めた2026年に退任しなければならないはずであった。しかし、2023年改正により、大統領の任期は7年に延長され、任期のカウントはリセットされることとなった。これにより、ミルジョーエフ大統領は、2023年改正憲法の下で、あらためて大統領選に出馬し、7年の任期を2度務めて2040年まで大統領の職に就くことができることとなった。

行政権は、内閣が行使する。内閣は、首相、副首相及び閣僚で構成される。閣僚には、カラカルパクスタン共和国の政府の長も含まれる。内閣は、業務において、国民議会及び大統領に対して責任を負う。首相に対する不信任決議は、下院の議員総数の3分の2以上が賛成した場合、承認されたものとみなされる。この場合、大統領は首相の罷免を決定し、閣僚は首相と共に辞任しなければならない。

### (3) 司法府

ウズベキスタンの司法機関たる裁判所には、大きく分けて、①憲法裁判所と、②最高裁判所を頂点とする通常裁判所の系列がある。

憲法裁判所は、立法機関及び行政機関による行為の違憲審査等の権限を有する。憲法裁判所の決定は最終的であり、不服を申し立てることはできない。憲法裁判所の裁判官は、最高司法評議会が推薦する政治・法学分野の専門家の中から、大統領の提案を受けて、上院により選出される。憲法裁判所の裁判官の任期は10年であり、再任はない。

最高裁判所は、民事、刑事、経済、行政手続の最高司法機関である。最高裁判所が下した判決は最終的であり、下級裁判所を拘束する。最高裁判所は、下級裁判所の司法行政を監督する権限を有する。最高裁判所長官及び副長官は、大統領の提案を受けて、上院により選出される。最高裁判所長官及び副長官の任期は5年であり、2期以上続けての再任はない。

## 3 人権

人権に関しては、主に、「第2部 人及び市民の基本的権利、自由及び義務」において、詳細に規定されている。ウズベキスタン憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は廃止されている(25条2項)。
- ②個人情報保護の権利、不正確な情報の訂正を要求する権利、違法又は無権限で収集された情報の破棄を要求する権利が明文で保障されている(31条3項)。
- ③国は、インターネットへのアクセスを提供するための条件を整備しなければならない(33

条3項)。

- ④銀行の業務・預金・口座のプライバシー権が明文で保障されている(41条2項)。
- ⑤環境に関する権利及び義務が明文で保障されている(49条、62条)。
- ⑥国は、教師の名誉・尊厳、社会的・物質的福利及び専門的能力開発を保護しなければならないと規定されている(53条)。
- ⑦高齢者、障害者その他の社会的弱者の権利が明文で保障されている(57条)。
- ⑧国を防衛する義務、兵役の義務及びそれに代替する奉仕活動を行う義務が規定されている(64条)。
- ⑨土地、鉱物、水、動植物、その他の天然資源は国富を構成し、国家によって合理的に利用され、保護されなければならない(68条1項)。土地は、その合理的な利用と国富としての保護を確保する法律の定める条件と方法で、私有することができる(68条2項)。

### Ⅲ 民法

ウズベキスタン民法典は、1997年3月1日に施行された。ウズベキスタン民法典は、旧ソ連を構成していた主な共和国が参加して策定されたモデル民法典を参考にしたものであり、多くの点で、ロシア民法典と共通している<sup>13</sup>。例えば、ウズベキスタン民法典は、他の法律に含まれる民事法の規定よりも、優先して適用される(民法典優位の原則)ものとされている。この点で、日本で一般的に理解されている「特別法は一般法に優位する」という原則とは逆になっている。また、ウズベキスタン民法典は、実体法上の消滅時効制度を採用せず、出訴期限(通常の場合は3年間)を規定している。さらに、ウズベキスタン民法典では、抵当権、質権、権利担保権といった「担保権」については、「第3編 債務法」の中に規定が置かれている。

土地については、民法典のほか、土地法、担保法、抵当法等が制定されている。ウズベキスタンでは、土地と建物は、別個の不動産とされている。このことから、例えば、土地に抵当権を設定しても、抵当権の効力は、当該土地に定着する建物には及ばない。不動産登記は、不動産に対する権利の発生、移転、制限及び消滅の効力発生要件とされている。不動産に対する権利を売買するには、公証役場で売買契約書の認証を受け、買主が登記局に権利移転登記申請を行う必要がある<sup>14</sup>。原則として、土地の所有権は国に帰属するものとされ、国以外の個人・法人には土地使用権の取得しか認められない。例外的に、国以外の個人・法人にも土地所有権の取得が認められる場合がある(例えば、企業活動のために使用されている土地、私有住宅が建設されている土地)とされているが、実際には、なかなか認められないといわ

<sup>13</sup> 伊藤知義著「ウズベキスタンにおける民法典の位置付け」(『比較法研究 66』(比較法学会、2005年)所収) 260頁。

<sup>14</sup> 黒川裕正・小山田実著「ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観」(『ICD NEWS 第15号』(法務省法務総合研究所国際協力部、2004年)所収) 4~22頁。

<https://www.moj.go.jp/content/001327849.pdf>

れている<sup>15</sup>。外国企業は、ウズベキスタンの土地を所有することはできないが、借地権に基づき、最長 25 年まで、土地区画を保有することが認められる<sup>16</sup>。

#### IV 会社法

ウズベキスタンに投資しようとする外国企業は、ウズベキスタンに子会社たる現地法人を設立するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するウズベキスタン法人である。これに対し、外国企業の駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進及び連絡の業務のみ行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

ウズベキスタンでは、2020 年 1 月 1 日時点で、有限責任会社 (Limited Liability Corporation, LCC) が約 23 万社 (58%)、個人企業が約 9 万社 (23%) と比較的多いのにに対し、株式会社は 675 社 (0.17%) という状況にあった。個人企業はウズベキスタン現地の個人による企業形態であるので、外国企業による利用には適していない。日本企業がウズベキスタンに子会社たる現地法人を設立する場合には、通常、有限責任会社の形態を選択することとなる。有限責任会社は、一つ又は複数の個人又は法人により設立され、資本金が設立書類に記載された額の出資持分により構成される会社をいう。出資者は、有限責任会社の債務について責任を負わず、出資者の責任はその出資額に限定される。出資者の数は 50 名以下とされる。出資額は、設立登記後 1 年以内に払い込む必要がある。出資は、現金だけでなく、動産・不動産といった現物でも可能である。持分譲渡に他の出資者の同意を得るべきことを、定款に定めることができる。有限責任会社のうち、外資 100%のものを「FE LLC」、外資 15%以上 100%未満のものを「JV LLC」という<sup>17</sup>。有限責任会社のウズベク語の名称には、有限責任会社であることを示す「mas'uliyati cheklangan jamiyat」又はその略称である「MChJ」という語が含まれなければならない<sup>18</sup>。外資系企業たる有限責任会社は、①資本金が 4 億スム以上であること、②外資の出資割合が 15%以上であること、③設立書類に記載された額の出資が、設立登記後 1 年以内に払い込まれることという条件を満たすことにより、税制上の優遇措置の適用を受けることができる<sup>19</sup>。

#### V 民事訴訟法

---

<sup>15</sup> 宮下修一著「ウズベキスタン担保法制改革の現状と課題」(『静岡大学法政研究 13 巻 3-4 号』(静岡大学法経学会、2009 年) 所収) 91~92 頁。

<sup>16</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/russia\\_cis/uz/invest\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/uz/invest_02.html)

<sup>17</sup> 『ウズベキスタン拠点 (法人および駐在員事務所) 設立ガイド』(日本貿易振興機構、2020 年) 2~6 頁。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/02/2020/e55ca91a903f9827/202002uzrp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2020/e55ca91a903f9827/202002uzrp.pdf)

<sup>18</sup> <https://www.lex.uz/docs/-22525>

<sup>19</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/russia\\_cis/uz/invest\\_09.html](https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/uz/invest_09.html)

ウズベキスタンの通常裁判所の系列の頂点には、最高裁判所が位置するが、その下には、民事裁判所、刑事裁判所、経済裁判所、行政裁判所等がある。これら4種類の裁判所には、それぞれ、州レベルの裁判所と、地区間・地区・市レベルの裁判所がある。

日本企業のウズベキスタンにおけるビジネス活動との関連で最も重要な裁判所は、経済裁判所である。経済裁判所は、事業者（外国企業を含む）間の事業活動に関する経済紛争事件（例えば、契約に関連する紛争、知的財産権に関連する紛争等が含まれる）を管轄する。経済紛争事件の原則的な第一審裁判所は、地区間・地区・市レベル経済裁判所であるが、当事者の一方が外国の個人・法人である経済紛争事件の場合は、州レベル経済裁判所が第一審裁判所となる<sup>20</sup>。

訴訟手続は、ウズベク語、カラカルパク語若しくはその地域の住民の大多数が使用する言語又は法律の定めるその他の言語（ロシア語等）で行われる。裁判手続に参加する者のうち、その裁判手続が行われる言語を知らない者は、事件の資料を十分に理解し、通訳を介して手続に参加し、母国語により法廷で弁論する権利を有する（憲法 139 条）。

ウズベキスタンでは、判例は法源ではないが、最高裁判所の総会決定が、実質的に、法の解釈指針を示す注釈のような役割を果している。これは、ロシア連邦の最高裁判所の総会決定、中国の最高人民法院の司法解釈と同様のものといえよう。また、ウズベキスタンでは、顕著な成文法主義が採られ、裁判官の自由な法解釈（裁判官による法形成）は禁止されているという点についても、まさに中国の法実務と酷似しており、社会主義法の残骸といえよう<sup>21</sup>。

ウズベキスタンは、2000年2月29日に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に、特段の留保事項なく加盟した。また、ICISD条約、CIS諸国で適用されるキエフ条約、ミンスク条約、キシニョフ条約等にも加盟している。外国仲裁判断については、ウズベキスタンにおいて承認及び執行を求めることができる。実際、歴史的にウズベキスタンと密接な関係を有するロシア等のCIS諸国の仲裁判断がウズベキスタンで承認・執行された事例が複数存在する。CIS諸国間では、キエフ条約、ミンスク条約、キシニョフ条約等があるため、加盟国の仲裁判断の承認・執行が比較的容易に行われるという事情がある<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> ヤラシエフ・ノディルベック著「新政権下のウズベキスタン：市場開放に向けられた法改正の最新動向（6・完）～近時の司法制度改革の留意点～」(『JCAジャーナル 第65巻 第7号』(日本商事仲裁協会、2018年)所収) 30～33頁。

<sup>21</sup> 黒木宏太著「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）－契約法、法の解釈について－」(『ICD NEWS 第88号』(法務省法務総合研究所国際協力部、2021年)所収) 187・189頁。

<https://www.moj.go.jp/content/001356741.pdf>

<sup>22</sup> ヤラシエフ・ノディルベック著「CIS地域における国際商事仲裁制度及びその最新実務（10）－ウズベキスタンにおける仲裁制度－」(『JCAジャーナル 第66巻 第11号』(日本商事仲裁協会、2019年)所収) 39～42頁。

## VI 刑事法

汚職の問題は、ウズベキスタンにおける深刻な社会問題とされてきた。ウズベキスタンでの汚職対策の動きは、2016年にミルジョーエフ政権が成立してから本格的に推進されるようになった。具体的には、2017年1月に制定・施行された「汚職との闘争に関する法律」（以下「汚職対策法」という）に基づき、汚職防止対策計画（2017～2018年）が策定され、総検察庁、国家安全保障庁、内務省、法務省等の約50の関係省庁の長官を委員とする汚職対策共同委員会が設置された。刑法の規定によると、収賄罪の刑罰は、賄賂の財産的価値に応じてランク付けされており、①最低賃金の300倍未満である場合は、最低賃金の50～100倍の罰金、2～5年の身分拘束処分、又は5年以下の懲役、②最低賃金の300倍以上500倍未満である場合は、5年以上10年以下の懲役、③最低賃金の500倍以上である場合は、10年以上15年以下の懲役が科される。また、贈賄罪、贈収賄斡旋罪の刑罰も、上記の収賄罪と同様である<sup>23</sup>。

実際、ウズベキスタンへの政府開発援助（ODA）に関して、日本企業の汚職事件が発生したことがある。即ち、2012年から2014年にかけて、日本交通技術株式会社が、ウズベキスタン、ベトナム及びインドネシアで、ODA事業を受注した見返りとして、これら3か国の公務員にリベートを支払っていたことが、東京国税局の税務調査により判明した。ウズベキスタンのケースでは、同社は、ウズベキスタン南部の鉄道路線の電化に関するJICAの円借款案件において、ウズベキスタン鉄道公社の関係者に対し、約70万米ドルを支払う等した。同社の元役員ら3名が、日本の不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）の罪で起訴され、2015年2月4日、東京地方裁判所は、上記3名に対し懲役2～3年（執行猶予3～4年）、同社に対し罰金9000万円の有罪判決を言い渡した。当該事件を契機として、日本政府とウズベキスタン政府との間で協議が行われ、ウズベキスタンへのODA事業における汚職行為の再発防止策<sup>24</sup>が定められた<sup>25</sup>。今後、日本企業が関与する汚職事件が発生した場合には、ウズベキスタンにおいて立件され、刑事責任を追及される可能性があるため、日本企業としては注意が必要である。

なお、汚職問題に取り組む国際非政府組織である「トランスペアレンシー・インターナショナル」（Transparency International）が公表した情報によると、ウズベキスタンの2015年における腐敗指数は、世界180か国中153位であったが、2023年は121位まで上がってきており、改善傾向にあるといえる<sup>26</sup>。

---

<sup>23</sup> ヤラシェフ・ノディルバック著「新政権下のウズベキスタン：市場開放に向けられた法改正の最新動向（5）～腐敗防止法の立法化と汚職対策の強化～」(『JCAジャーナル 第65巻第6号』(日本商事仲裁協会、2018年) 31～33頁。

<sup>24</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_001142.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001142.html)

<sup>25</sup> 前掲「新政権下のウズベキスタン：市場開放に向けられた法改正の最新動向（5）～腐敗防止法の立法化と汚職対策の強化～」35～36頁。

<sup>26</sup> <https://www.transparency.org/en/countries/uzbekistan>

## Ⅶ おわりに

以上、ウズベキスタン法の概要を簡単に紹介した。たしかに、中央アジアの二重内陸国であり、日本からは遠く離れていることから、日本企業のウズベキスタンへの投資・貿易にはさまざまな困難な面があることは否定できない。しかし、ウズベキスタンは、中央アジア諸国の中で最も人口が多いこと、世界有数の綿花の生産国であるほか、天然ガス、原油、金、ウラン等の豊富な鉱物資源を有すること等から、日本企業にとっても、さまざまなビジネスチャンスが転がっている魅力的な国であるともいえる。今後は、ウズベキスタン企業と貿易取引を行ない又はウズベキスタンに現地法人を設立する日本企業が増加していく可能性があることから、今後も、ウズベキスタンの法制度の動向について注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.7』（国際商事法研究所、2024年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第8回 ウズベキスタン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。